

市街化区域内の農地転用届出に関する要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域の区域内における農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第8号及び法第5条第1項第7号に規定する農地の転用の届出（以下「転用届出」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（転用届出）

第2条 転用届出をしようとする者は、転用届出書（様式第1号又は第2号）により千葉市農業委員会に提出するものとする。

2 転用届出には別表1に掲げる書類を添付すること。

（届出の受理）

第3条 農業委員会は、前条に規定する届出があった場合には、次により処理するものとする。

- （1）届出の記載事項及び添付書類について、法等を基に審査し、不備等があるときは、届出人にこれを補正又は追完させる。
- （2）審査の結果、その届出の受理又は不受理を決定し、受理した場合は受理通知書（様式第3号又は第4号）を、不受理の場合は不受理通知書（様式第5号又は第6号）を届出人に交付する。

（処理期間）

第4条 前条第2号に規定する受理通知書又は不受理通知書は、届出のあった日の翌開庁日に交付するものとする。

（報告）

第5条 届出を受理した場合は、当該通知に係る転用届出の内容を、千葉市農業委員会総会に報告しなければならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めのない事項は、法その他の関係法令の規定に従う。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表 1

添 付 書 類	備 考
対象土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	登記名義人が死亡している場合は、相続関係が確認できる書面（相続関係図、戸籍・除籍事項証明、遺産分割協議書）も添付。
戸籍の附票、住民票、法人の登記事項証明書など	土地所有者の登記上の住所（所在地）と現住所（現所在地）が異なる場合に必要。 現住所（現所在地）までの異動が確認できる書類。
位置図	住宅地図、都市図等の写し。 方位、縮尺も記載。
公図の写し	筆の一部を転用する場合（部分転用） 方位、縮尺も記載。
委任状	代理人が届出書を提出する場合
地積測量図	筆の一部を転用する場合（部分転用） 転用面積が確認できるもの。 転用区域に色枠を付す。
仮換地証明・仮換地地図	区画整理事業中の区域内での転用の場合
農地法第 18 条第 1 項の許可（賃貸借解約等に係る許可）があったことを証する書面の写し	対象土地に賃借人がいる場合 賃借人による転用の場合は、本書面に代えて土地所有者の同意書を提出。
連署による届出を要しない右記の事実を証する書面	法第 5 条第 1 項第 7 号の届出で、公競売、遺贈、調停成立等、単独での届出が可能な場合

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市農業委員会会長

届出者

次のとおり農地を転用したいので、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定により届け出ます。

1 届出者の住所（主たる事務所の所在地）

住所（主たる事務所の所在地）

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 区					
計		㎡	(田	㎡・ 畑	㎡)

3 転用計画

転 用 の 目 的	工 事 着 工 時 期		工 事 完 了 時 期
	年 月 日		年 月 日
建築物の名称及び構造	棟 数	延 床 面 積	取水及び排水施設

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

--

届出書持参者氏名		電話番号	
----------	--	------	--

(継続用紙)

【別表 1】

当 事 者 の	氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	

【別表 2】

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 区					
計	㎡	（田	㎡・	畑	㎡）

(注) 継続用紙は、届出者や土地所有者が複数いる場合、筆数が多く記載しきれない場合など、必要に応じて利用してください。(届出書裏面印刷、別紙印刷いずれも可。)

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市農業委員会会長

譲受人
(借人)

譲渡人
(貸人)

次のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定により届け出ます。

1 当事者の氏名（名称及び代表者の氏名）、住所（主たる事務所の所在地）及び職業（業務の内容）

当事者の別	氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）
フリガナ		
譲受人 (借人)		
フリガナ		
譲渡人 (貸人)		

2 土地の所在、地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名・住所

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 区					
計 ㎡ (田 ㎡・ 畑 ㎡)					

3 権利の設定、移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時	権利の存続期間	その他
	設 定 ・ 移 転			

4 転用計画

転 用 の 目 的		工 事 着 工 時 期		工 事 完 了 時 期
		年 月 日		年 月 日
建築物の名称及び構造		棟 数	延 床 面 積	取水及び排水施設

5 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

届出書持参者氏名		電話番号	
----------	--	------	--

(継続用紙)

【別表 1】

当 事 者 の	氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	
	<フリガナ>	

【別表 2】

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有者の氏名・住所
		登記簿	現況		耕作者の氏名・住所
千葉市 区					
計	㎡	（田	㎡・	畑	㎡）

(注) 継続用紙は、届出者や土地所有者が複数いる場合、筆数が多く記載しきれない場合など、必要に応じて利用してください。(届出書裏面印刷、別紙印刷いずれも可。)

受 理 通 知 書

千市（農）第4号の

届出者 様 年 月 日

千葉市農業委員会会長

年 月 日 付で届出書の提出があった農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、下記の日に到達したので、これを受理し、同日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項の規定により通知する。

1 届出者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)					
2 土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考	
			登記簿	現況			
	千葉市 区	番					
	3 届出書が到達した日	年 月 日					
	4 届出に係る転用の目的						

受 理 通 知 書

譲受人
(借人)

様

千市（農）第 5 号の

譲渡人
(貸人)

様

年 月 日

千葉市農業委員会会長

年 月 日 付けで届出書の提出があった農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については、下記の日に到達したので、これを受理し、同日にその効力が生じたので、農地法施行令第 1 0 条第 2 項の規定により通知する。

1 届出者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、 主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名)	当事者 の別	氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)				
	譲受人 (借人)						
	譲渡人 (貸人)						
2 土地の所在、地番、地 目及び面積	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考	
			登記簿	現況			
	千葉市 区	番					
	3 権利の種類及び設定又 は移転の別	権利の種類		権利の設定又は移転の別			
	4 届出書が到達した日	令和 年 月 日					
5 届出に係る転用の目的							

不 受 理 通 知 書

千市（農）第 号
年 月 日

届出者 様

千葉市農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、不受理としましたので、下記のとおり通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
3 不受理とした理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉市農業委員会会長とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉市農業委員会会長に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として(訴訟において千葉市を代表する者は千葉市農業委員会会長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

不 受 理 通 知 書

千市（農）第 号
年 月 日

譲受人 様
譲渡人 様

千葉市農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、不受理としましたので、下記のとおり通知します。

記

1 譲受人 の氏名等	氏 名	住 所			
2 譲渡人 の氏名等	氏 名	住 所			
3 土地の 所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)
			登記簿	現 況	
4 不受理 とした理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉市農業委員会会長とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉市農業委員会会長に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として(訴訟において千葉市を代表する者は千葉市農業委員会会長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。